

警察点検規範施行細則の制定について（例規甲）

平成14年9月30日
兵警教例規甲第24号

1 趣旨

この要領は、警察点検規範（昭和29年警察庁訓練第12号。以下「規範」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 実施回数

- (1) 規範第6条に規定する警察署以外の部署における通常点検の実施回数は、月1回以上とする。
- (2) 規範第14条第1項に規定する特別点検の実施回数は、月1回以上とする。
- (3) 規範第21条に規定する物品点検の実施回数は、年2回以上とする。

3 女性警察官の手錠の収納箇所

規範第7条第2項第3号に規定する手錠入れ以外の手錠の収納箇所は、肩掛け式かばんとする。